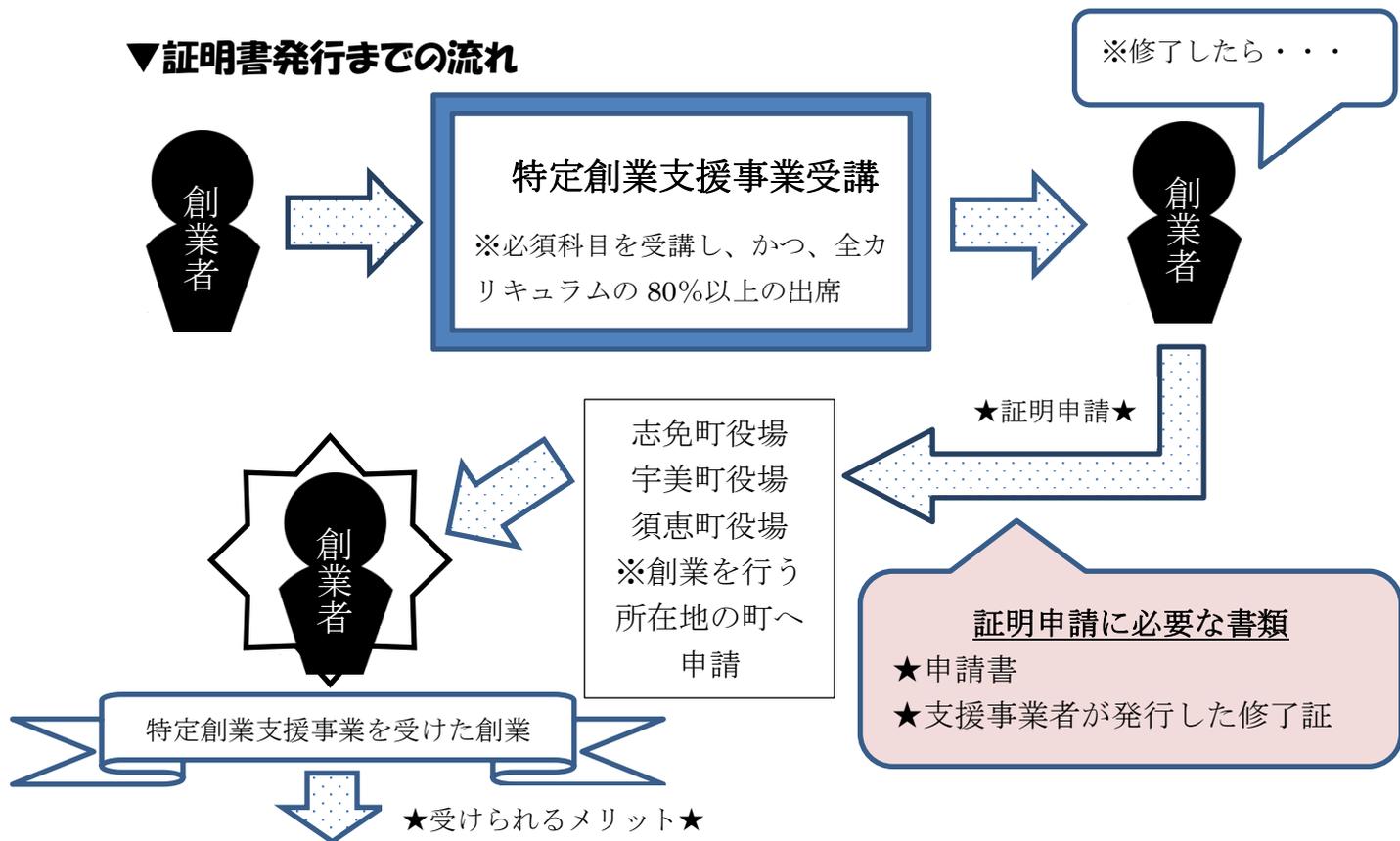


特定創業支援事業による証明書の発行について

糟屋南部3町（志免町・宇美町・須恵町）では、3町内での創業を支援する「創業支援事業計画」を策定し、経済産業省・総務省より認定を受けました。本計画に基づいて、3町の商工会と連携して「特定創業支援事業」を実施いたします。

この「特定創業支援事業」を修了した方は、「特定創業支援事業を受けた創業者」として町から証明を受けることができます。証明が必要な場合は、以下の要領で申請を行ってください。

▼証明書発行までの流れ



①登録免許税、軽減！

創業前の方が株式会社を設立する場合、登記に係る登録免許税が半額になります。

- * 資本金の 0.7% → 0.35%
- * 最低税額 15 万円 → 7.5 万円
(創業を行う町の証明書が必要)

②信用保証枠、拡大！

保証協会による無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の利用枠が拡充されます。

- * 1,000 万円 → 1,500 万円

③保証協会の早期申込！

創業2カ月前から対象となる創業関連保証の特例について、利用の対象期間が拡大されます。

- * 6カ月前から具体的な計画があれば、創業関連保証申し込み可能

【注意事項】 上記は、個人事業主の法人成りの場合は対象外です。①は創業期であることが要件です。

上記②と③は、事業開始6カ月前から創業後5年未満の方が対象になります。

※証明に有効期限は有りませんが、産業競争力強化法等の関係法令の改廃等により特例が適用されなくなる場合があります。

▼証明申請について

- ❖必要書類：▽申請書
⇒ 記入例を参考に、必要事項を記入してください。
▽支援事業者が発行した修了証
- ❖手数料：無料
- ❖提出先：志免町役場 まちの魅力推進課 まで直接ご持参ください。
(糟屋郡志免町志免中央一丁目1番1号 役場庁舎2階)
- ❖受付時間：平日の午前8時30分～午後5時
※ただし、土日祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く
- ❖注意事項：証明書の交付までには、およそ1週間程度かかります。
⇒ 証明書の準備ができ次第、申請者に電話で連絡いたします。

1. 株式会社設立時の登録免許税の減免について

(1) 創業前の者が株式会社を設立する場合には、登録免許税の減免を受けることが可能です。

登録免許税の減免を受けるためには、設立登記を行う際に、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

(2) 特定創業支援事業により支援を受けた者のうち、創業前の者であることが支援対象の要件となりますので、以下の①又は②に該当する場合は登録免許税の減免を受けることができません。

①創業を行った個人(創業後5年未満の者であっても対象となりません。)

②個人事業主の法人成り(証明書の交付時点では創業前の者であって株式会社設立までに事業を開始した者を含む。)

(3) 当町が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合には、登録免許税の減免を受けることができません。

2. 創業関連保証の特例について

(1) 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の枠が1,000万円から1,500万円に拡充し、事業開始の6カ月前から支援を受けることが可能です。保証の特例を受けるためには、手続きを行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書(写し可)を提出し、別途、審査を受ける必要があります。

(2) 特定創業支援事業により支援を受けた者のうち、事業開始6カ月前から創業後5年未満の者が支援対象の要件となります。

(3) 当町が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

※証明に有効期限は有りませんが、産業競争力強化法等の関係法令の改廃等により特例が適用されなくなる場合があります。